

～不可抗力条項の解釈～

弁護士 赤崎 雄作



弁護士(日本・ニューヨーク州)
赤崎 雄作
(あかさきゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

2015年5月
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校(LLM)卒業

2015年10月～2016年11月
Apex Juris Advocates &
Legal Consultants(ドバイ、
アラブ首長国連邦)勤務

2018年6月
ニューヨーク州弁護士登録

〈取扱業務〉
渉外法務(中東を含む)、
M&A、金融法務、訴訟・紛争、
知的財産、一般企業法務

1 中東におけるコロナ情勢について

新型コロナウイルスの感染拡大がなかなか収束を見せない状況ですが、中東においても感染拡大は継続しています。本年9月8日の時点において、イランで約39万人、サウジアラビアで約32万人、トルコで約28万人が感染していると発表されており、依然として予断を許さない状況です¹。

本項では、新型コロナウイルスに関連する法務トピックとして、いわゆる不可抗力条項と新型コロナウイルスに関する考え方について、中東における考え方にも触れつつ、ご説明をしたいと思います。

2 不可抗力条項の解釈

我が国において、民法上不可抗力を直接規定する条項はありませんが、不可抗力とは、人の力による支配・統制を観念することができる事象か否かを基準として、外部から生じた要因であり、かつ防止のために相当の注意をしても防止し得ない事由と理解されています。そして、国内の契約においても、不可抗力条項を規定するものが少なくありません。

その解釈に際しては、具体的にどのような文言として規定されているかを確認する必要があります。「感染症の流行」「世界的な感染症」等の文言がある場合のほか、政府当局による各種規制がなされている現状においては「当局による規制」といった文言がある場合も、これに該当する可能性があります。さらには具体的な不可抗力事由の列挙のあとに「当事者の支配の及ばないその他緊急事態」といった文言を規定するものもあり、これに該当する可能性についても検討する必要があります。

3 中東における不可抗力条項の概要

以下、中東のサウジアラビア及びUAEにおける不可抗力条項の位置づけについて、簡単に触れたいと思います。

(1) サウジアラビア

サウジアラビアにおいても契約自由の原則は存在するため、契約に不可抗力条項を盛り込んだ場合には当該条項は原則として有効です。他方、当該条項を規定しない場合には、シャリーア(イス

ラム法)が適用されます。また、不可抗力条項が存在する場合でも、シャリーア(イスラム法)に反する内容は条項に盛り込んでも無効とされます。従って、サウジアラビアにおいては、シャリーア法も考慮の上、不可抗力条項を検討することが必要となります。

サウジアラビア政府より、新型コロナウイルス感染症は「異常突発事由」に該当するとして、契約の調整や終了が可能であるという指令が出されているようです。

(2) UAE

UAEのドバイにあるDIFCにおいても、契約で不可抗力条項を規定した場合にはそれに従うこととなります。他方、契約に規定がない場合、DIFC契約法における不可抗力の規定が適用されることとなります。ここでの留意点は、金銭債務については不可抗力免責の対象とはならないとされていることです。従って、たとえば、建物賃貸借の賃借人が、新型コロナウイルス感染拡大を理由として金銭債務について免責されるとの主張はできないこととなります。

4 終わりに

繰り返しになりますが、不可抗力が問題となる場合には、契約書においてどのような文言とされているかが非常に重要です。一口に不可抗力条項と言っても、非常にシンプルなものから具体例を複数列挙したものまで様々です。

不可抗力条項はこれまで注目されることの少ない条項であったと思いますが、今般のコロナ禍が不可抗力に該当するかという観点でにわかに注目を集めています。中東の関連する案件に限らず、今後締結する契約においては、不可抗力条項にも注意を向けることが有意義であるように思われます。

前号の事務所ニュースにおいては新型コロナウイルス感染拡大に伴う実務対応として特集をいたしました。引き続き弊所ではその知見を高めておりますので、関連するご相談がある場合にはお気軽にお声かけいただければと思います。

¹ <https://www.meij.or.jp/content/files/20200908corona.pdf>